

仕様書

第1 件名

平成30年度 「外国語メニューがある飲食店検索サイト」の外国人旅行者向けPR業務委託

第2 契約期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の指定する場所

第4 目的

TCVBでは、平成27年1月から東京都より「多言語メニュー作成支援ウェブサイト (<http://menu-tokyo.jp/menu/>) の管理・運営を受託し、都内の飲食店が日本語のウェブシステムを利用して無料で外国語のメニューを作成できるサービスを提供している。また、飲食店が作成した外国語メニュー及び店舗情報を、外国人旅行者向けサイトの「外国語メニューがある飲食店検索サイト (<http://www.menu-tokyo.jp/>) 」 （以下「本ウェブサイト」という。）で無料掲載を行っている。本ウェブサイトの周知を図り、訪都旅行者の拡大を図ることを目的とする。

第5 委託内容

本ウェブサイトへの流入を目的として、下記の取組について実施すること。

1 オンライン広告掲出(訪都中旅行者向け)

実施に当たり以下のポイントを整理し、それぞれ理由を添えて提案すること。

(1) ターゲットユーザー

アジア圏（中国・韓国・台湾・香港）の居住者で訪都旅行中のユーザーに向けた広告とすること。実施に当たっては特に効果が期待できるターゲットを性別、年代、訪都回数等の旅行者の属性を複数考慮したうえで2つ以上設定して、選定理由とともに提案すること。

(2) 広告掲出媒体

(1) で選定したターゲットの居住国・地域において、世界で使用されている検索サイトにおけるバナー広告、検索連動型広告、日本の旅行関連のサイト・日本食関連のサイト・Tripadvisorのグルメサイト等のウェブサイトや「Japan food」「Japan travel food」といったキーワードでのプレースメントターゲティングの設定等、効果的、かつ、高い広告効果の見込まれる方法を提案すること。また、最も効果的な露出となるよう、オンライン広告の内容、手法、広告表示回数等を提案すること。なお、バナー等のデザインが必要な広告を掲出する際は、TCVBが提供する本ウェブサイトのデザインを活用したバナーを使用すること。

(3) 広告枠・出稿方式

効果的、かつ、高い広告効果の見込まれる方式を選定理由とともに具体的に提案すること。新たに広告アカウントの開設等が必要な場合は、受託者の責任において実施すること。

(4) ランディングページ

遷移先は本ウェブサイトの以下の言語サイトとすること。

- 中国語(簡)版…<http://menu-tokyo.jp/index.php?lang=sc>
- 中国語(繁)版…<http://menu-tokyo.jp/index.php?lang=tc>
- 韓国語版…<http://menu-tokyo.jp/index.php?lang=ko>

(5) 掲出スケジュール

広告の掲出スケジュールを作成し、TCVBの承認を得ること。実施時期は、契約期間内で適切な期間を設定すること。

2 その他オンライン広告掲出(訪都前旅行者向け)

実施に当たり以下のポイントを整理し、それぞれ理由を添えて提案すること。

(1) ターゲットユーザー

アジア圏(中国・韓国・台湾・香港)の居住者で訪都旅行予定のユーザーに向けた広告とすること。実施に当たっては特に効果が期待できるターゲットを性別、年代、訪都回数等の旅行者の複数の属性を考慮したうえで2つ以上設定して、選定理由とともに提案すること。

(2) 広告掲出媒体

(1)で選定したターゲットユーザー向けにソーシャルメディア等を効果的、かつ、高い広告効果の見込まれるよう活用し、掲出内容、手法、頻度等を提案すること。その他、上記以外にも効果測定が可能な広告があれば選定理由とともに提案すること。

(3) ランディングページ

1(4)と同様とする。

(4) 掲出スケジュール

プロモーション実施スケジュールを作成し、TCVBの承認を得ること。実施時期は、契約期間内で適切な期間を設定すること。

3 効果測定・報告

上記1及び2で実施した取組の実施効果を測定し、以下のとおり報告すること。

(1) 期間：週次・最終報告を基本とすること。

(2) 測定ツール：現在TCVBで使用しているサイト解析ツールである、**Google Analytics**を用いること。なお、パラメータの設定等、測定に際して必要な準備がある場合は受託者の責任及び費用負担において実施すること。

(3) 内容：最終報告には、数値状況・要因分析・取得された知見を必ず含めること。

4 数値の保証及び広告効果の最適化

(1) 数値の保証について

上記1及び2で実施した取組によるサイトへの流入アクセス数を計3万ページビュー数以上確保すること。当該数値は月単位の計測による積み上げ値とする。また、計測は上記3

(2)の測定ツールを用いて行い、広告をクリックしたものの、サイトへ流入する前に離脱したアクセス数は含めないこととする。

(2) 広告効果の最適化への取組

(1)の数値達成のために必要のある場合は、広告手法・頻度等の柔軟な見直しや追加措置を図り、効果を最適化すること。また、広告効果を高めるに当たり、例えばサイトのネットワーク環境の最適化など、付加的な施策として具体的な手法があれば提案すること。これらの取組は、本事業の委託の費用内において行うこと。

5 実施体制

受託者は本委託を効果的、かつ、効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

(1) 本事業の実施体制を明確化し、パートナー会社を含め、体制管理を徹底すること。

(2) 業務に当たって、書類の管理や記録など必要な書類・データ管理を行うこと。

(3) 東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平、かつ、専門的な視点で事業を運営すること。

6 その他

上記1から4までの実施に係る広告の設定費、制作費、測定費等の一切は本委託費用に含まれるものとする。

また、本事業において新たに広告アカウント等を開設した場合、事業終了後はTCVBがその保有権を持つものとする。

第6 作成物に関する権利の帰属

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本委託の履行に伴い発生する全著作物（地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。）に関する一切の権利は、TCVBに帰属する。
- 3 本委託により得られた全著作物（地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。）について、東京の観光に資することを目的として、TCVBが指定するPRツール及びTCVBが認めた各関係団体、施設には同事業者の許可なく、無償で使用できるとし、TCVBが使用に当たって、著作物の加工が必要と判断した場合は同事業者の許可なく加工できることとする。
- 4 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

- 5 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権利等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- 6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第7 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例、規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第8 個人情報の保護

別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

第9 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

第10 その他

- 1 財団が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- 2 受託者は事前に財団の承認を得た場合、業務内容の一部を第三者に再委託することができる。
- 3 契約の履行で不明な点がある場合は事前に財団と協議し、これを確定すること。

以上